

尾張旭市監査公表第5号

令和5年1月30日付け尾張旭市監査公表第1号をもって公表した定例監査結果報告について、令和5年2月3日付け4財第108号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和5年3月30日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 さかえ 章 演

総務部財政課

監査の指摘事項	措置状況
ふるさと納税ポータルサイトの利用契約に係る事務において、想定支出額が30万円を超えるものの予定価格書の作成が省略されている。尾張旭市契約規則第26条ただし書きに規定する予定価格決定の省略については、その運用について、平成2年5月16日付け総務部長通達「随意契約における予定価格決定の省略について」により、契約金額が30万円以下とされている。	当該契約事務における想定支出額が30万円を超えるものについては、予定価格書を作成します。